



## (2) 平成23年10月施行分(その2)

	平成23年									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
同行援護 の創設	○主管課長 会議		○サービス内容、 支給対象者、 支給要件等の 案の提示  ○事務処理要領 改訂案の提示  ○報酬案の提示  ○留意事項通知 案の提示  ○請求明細書等 の様式案の提 示  ○同行援護事業 者の指定基準、 従事者要件等 の案の提示  ○同行援護従事 者養成研修カ リキュラム案 の提示	○システム インタフ ェース仕 様書案公 開	○政省令・ 告示案の 提示 →パブコメ	○政省令・告示の 公布  ○留意事項通知の 送付  ○事務処理要領改 訂版の送付				(施行)
						(市町村) 申請受付開始 → 認定調査 → 支給決定 (申請勧奨)				(都道府県) 事業者指定申請受付開始 → 事業者指定
						(都道府県) 同行援護従事者養成研修の実施				

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

### (3) 平成24年4月施行分(その1)

	平成23年									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
利用者負担の見直し	○主管課長会議				○利用者負担見直し後の仕組みに係る基本的枠組み案の提示  ○高額障害福祉サービス等給付費等の支給対象者、支給方法(計算方法・償還方法)等の基本的枠組み案の提示		○システムインタフェース仕様書案公開	○請求明細書等の様式案の提示		
	平成23年				平成24年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
			○負担上限月額及び高額障害福祉サービス等給付費算定基準額等の案の提示	○利用者負担認定の手引き改訂案の提示	○政省令案の提示 →パブコメ	○政省令の公布  ○利用者負担認定の手引き改訂版の送付	(市町村) 負担上限月額再認定 → 受給者証交付	(施行)		

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

## (4) 平成24年4月施行分(その2)

	平成23年									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
相談支援体制の充実	○主管課長会議				○地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者、指定基準（人員、運営基準等）等に係る基本的枠組み案の提示  ○相談支援従事者研修事業実施要綱改訂版の送付  ○基幹相談支援センターの業務内容、体制等に係るイメージの提示	○報酬算定構造案の提示	○システムインタフェース仕様書案公開	○請求明細書等の様式案の提示		
	平成23年				平成24年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
	○指定基準省令、相談支援従事者に係る告示案の提示  ○解釈通知改訂案の提示  ○事務処理要領改訂案の提示			○報酬案の提示  ○留意事項通知案の提示	○政省令案の提示 →パブコメ	○政省令・告示の公布  ○解釈通知改訂版の送付  ○留意事項通知の送付  ○事務処理要領改訂版の送付	(施行)			
					(市町村) 申請受付開始	※地域相談支援 支給決定				
				(都道府県及び市町村) 事業者指定 (準備行為を含む。) ※既存の指定相談支援事業者：みなし指定 (指定一般相談)						

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

# (5) 平成24年4月施行分(その3)

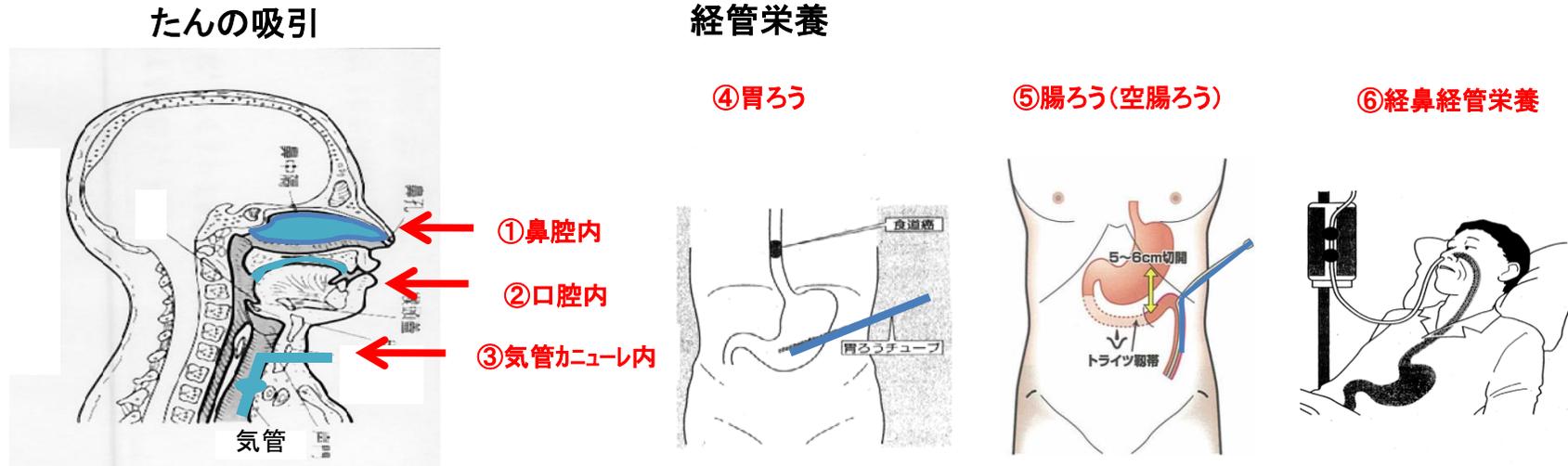
	平成23年								
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
障害児支援の強化	○主管課長会議				○障害児通所支援及び障害児入所支援のサービス内容、支給対象者、支給要件等の基本的枠組み案の提示  ○障害児通所支援の市町村移管に伴う事務大要案の提示  ○18歳以上の施設入所障害児の障害福祉サービスへの移行に伴う事務大要案の提示	○報酬算定構造案の提示	○システムインタフェース仕様書案公開	○請求明細書等の様式案の提示	
	平成23年				平成24年				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
	○最低基準省令、指定基準省令案の提示  ○解釈通知改訂案の提示  ○事務処理要領案の提示			○報酬案の提示  ○留意事項通知案の提示	○政省令・告示案の提示 →パブコメ	○政省令・告示の公布  ○解釈通知改訂版の送付  ○留意事項通知の送付  ○事務処理要領の送付	(施行)		
				(都道府県及び市町村) ※障害児通所支援 都道府県から市町村への受給者情報移管 → 市町村における支給決定(みなし)		(都道府県及び市町村) ※18歳以上の施設入所障害児 都道府県から市町村への受給者情報移管 → 市町村における支給決定			
				(都道府県等) 事業者指定(準備行為を含む。) ※既存の指定知的障害児施設等：みなし指定					

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。



# 介護職員等によるたんの吸引等の現在の取扱い（実質的違法性阻却）

- たんの吸引・経管栄養は、医行為に該当し、医師法等により、医師、看護職員のみが実施可能



- 例外として、一定の条件下(本人の文書による同意、適切な医学的管理等)でヘルパー等による実施を容認（実質的違法性阻却論）

- ◆在宅の患者・障害者・・・①②③
- ◆特別支援学校の児童生徒・・・①②+④⑤⑥
- ◆特別養護老人ホームの利用者・・・②+④

※ ①～⑥のそれぞれの行為の中に、部分的にヘルパー等が行えない行為がある。  
(例：特養での胃ろうにおけるチューブ等の接続と注入開始は×)

# 介護職員等によるたんの吸引等の現在の取扱い（実質的違法性阻却）

		在宅（療養患者・障害者）	特別支援学校（児童生徒）	特別養護老人ホーム（高齢者）	
対象範囲	たんの吸引	口腔内 ○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	
		鼻腔	○	—	
		気管カニューレ内部	○	—	
	経管栄養	胃ろう	—	○ (胃ろうの状態確認は看護師)	○ (胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護職)
		腸ろう	—	○ (腸ろうの状態確認は看護師)	—
		経鼻	—	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)	—
要件等	①本人との同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者が、方法を習得した家族以外の者に依頼し、当該者が行うことについて文書による同意（ヘルパー個人が同意）</li> <li>ホームヘルパー業務と位置づけられていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が、学校に依頼し、学校の組織的対応を理解の上、教員が行うことについて書面による同意</li> <li>主治医が、学校の組織的対応を理解の上、書面による同意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者（入所者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、施設に依頼し、施設の組織的対応を施設長から説明を受け、それを理解の上、介護職員が行うことについて書面による同意</li> </ul>	
	②医療関係者による的確な医学的管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ医、訪問看護職員による定期的な診療、訪問看護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主治医から看護師に対する書面による指示</li> <li>看護師の具体的指示の下で実施</li> <li>在校時は看護師が校内に常駐</li> <li>保護者、主治医、看護師、教員の参加下で、個別具体的な計画の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置医から看護職員に対する書面による指示</li> <li>看護職員の指示の下で実施</li> <li>配置医、看護職員、介護職員の参加の下、個別具体的な計画の整備</li> </ul>	
	③医行為の水準の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ医、訪問看護職員による家族以外の者への技術指導</li> <li>かかりつけ医、訪問看護職員との間において同行訪問や連絡・相談・報告などにより手技を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師及び教員が研修を受講</li> <li>主治医による担当教員、実施範囲の特定</li> <li>マニュアルの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師及び介護職員が研修を受講</li> <li>配置医による担当介護職員・実施範囲の特定</li> <li>マニュアルの整備</li> </ul>	
	④施設・地域の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の家族、かかりつけ医、訪問看護職員、家族以外の者等との連絡・支援体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校長の統括の下、関係者からなる校内委員会の設置</li> <li>指示書、実施記録の作成・保管</li> <li>緊急時対応の手順、訓練の実施 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設長の統括の下、関係者からなる施設内委員会の設置</li> <li>指示書、実施記録の作成・保管</li> <li>緊急時対応の手順、訓練の実施 等</li> </ul>	

# 総理指示「介護・看護人材の確保と活用について」 (平成22年9月26日)



首相官邸

Prime Minister of Japan and His Cabinet

## 菅総理の演説・記者会見等

▲トップページ

トップ > 菅総理の演説・記者会見等

### 介護・看護人材の確保と活用について 総理指示

○ 介護・看護現場では、依然として人材が不足している。このため、以下の点について取組を行うよう、厚生労働省に指示をした。

※有効求人倍率(22年7月)介護 1.23倍、看護 2.36倍、全職業平均0.45倍

1. 人材確保のため、介護・看護職員の処遇改善に向けて今後とも取り組むこと。
2. 介護人材の活用のため、在宅、介護保険施設、学校等において、介護福祉士等の介護職員が、たんの吸引や経管栄養等といった日常の「医療的ケア」を実施でききるよう、法整備の検討を早急に進めること。

また、あわせて、介護職員がこうした「医療的ケア」を適切に実施することができ  
るよう、レベルアップ研修事業を本年度中に前倒して実施すること。

※これら「医療的ケア」は、現在は、医学的管理など一定条件の下で運用によって認められているが、あくまでも「当面のやむをえず必要な措置」としての位置づけ。このため、介護現場では実施を躊躇する傾向があり、また、医学的管理の条件では、グループホームや有料老人ホームでの実施は困難。さらに、介護現場では研修等の機会を充実してほしいとの要望が強い。

# 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会について

## 1. 趣旨

これまで、当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引・経管栄養のうちの一定の行為を実施することを運用によって認めてきた。

しかしながら、こうした運用による対応については、そもそも法律において位置づけるべきではないか、グループホーム・有料老人ホームや障害者施設等においては対応できていないのではないかと、在宅でもホームヘルパーの業務として位置づけるべきではないか等の課題が指摘されている。

こうしたことから、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するため、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方等について、検討を行う。

## 2. 検討課題

- ①介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方
- ②たんの吸引等の適切な実施のために必要な研修の在り方
- ③試行的に行う場合の事業の在り方

## 3. 構成員（敬称略、50音順）

岩城節子	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会評議員	齋藤訓子	日本看護協会常任理事
因利恵	日本ホームヘルパー協会会長	島崎謙治	政策研究大学院大学教授
内田千恵子	日本介護福祉士会副会長	白江浩	全国身体障害者施設協議会副会長
大島伸一	独立行政法人国立長寿医療研究センター総長	中尾辰代	全国ホームヘルパー協議会会長
太田秀樹	医療法人アスムス理事長	橋本操	NPO法人さくら会理事長・日本ALS協会副会長
川崎千鶴子	特別養護老人ホームみずべの苑施設長	平林勝政	國學院大學法科大学院長
河原四良	UIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン会長	榊田和平	全国老人福祉施設協議会介護保険委員会委員長
川村佐和子	聖隷クリストファー大学教授	三上裕司	日本医師会常任理事
黒岩祐治	ジャーナリスト、国際医療福祉大学大学院教授	三室秀雄	東京都立光明特別支援学校校長

# 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について(中間まとめ)の概要

(平成22年12月13日 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会)

## 趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。(※「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)
- ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

## 実施可能な行為の範囲

- たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
  - ☆口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする
- 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)
  - ☆胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態の確認は、看護職員が行う。

## 介護職員等の範囲

- 介護福祉士
  - ☆養成カリキュラムにたんの吸引等の内容を追加
- 介護福祉士以外の介護職員等
  - ☆一定の研修を修了した者

## 教育・研修

- 教育・研修を行う機関を特定
- 基本研修・実地研修(※試行事業を実施中)
  - ☆既存の教育・研修歴等を考慮
  - ☆知識・技能の評価を行った上で研修修了
- 教育・研修の体系には複数の類型を設ける
  - ☆特定の者(ALS等の重度障害者等の介護や施設、特別支援学校など)を対象とする場合
  - ☆たんの吸引のみ、経管栄養のみの場合

## 実施の要件

- 一定の基準を満たす施設、事業所等を特定(※医療機関を除く)
  - <対象となる施設、事業所等の例>
  - ・介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
  - ・障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
  - ・在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
  - ・特別支援学校
- 医師・看護職員と介護職員等の適切な連携・協働の確保
- 安全確保に関する基準の設定と指導・監督

## 実施時期等

- 介護保険制度等の見直しの時期も踏まえ、平成24年度の実施を目指す。
- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるよう必要な経過措置を設ける

※教育・研修や安全確保措置等の具体的内容については、「試行事業」の結果等を踏まえて、今後、さらに検討する。

# 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について

- 在宅、特別養護老人ホームや障害者（児）施設等において、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員（※）の養成に必要な研修事業を実施する。

※ 対象となる介護職員等の例・・・ホームヘルパー、介護福祉士、生活支援員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員等

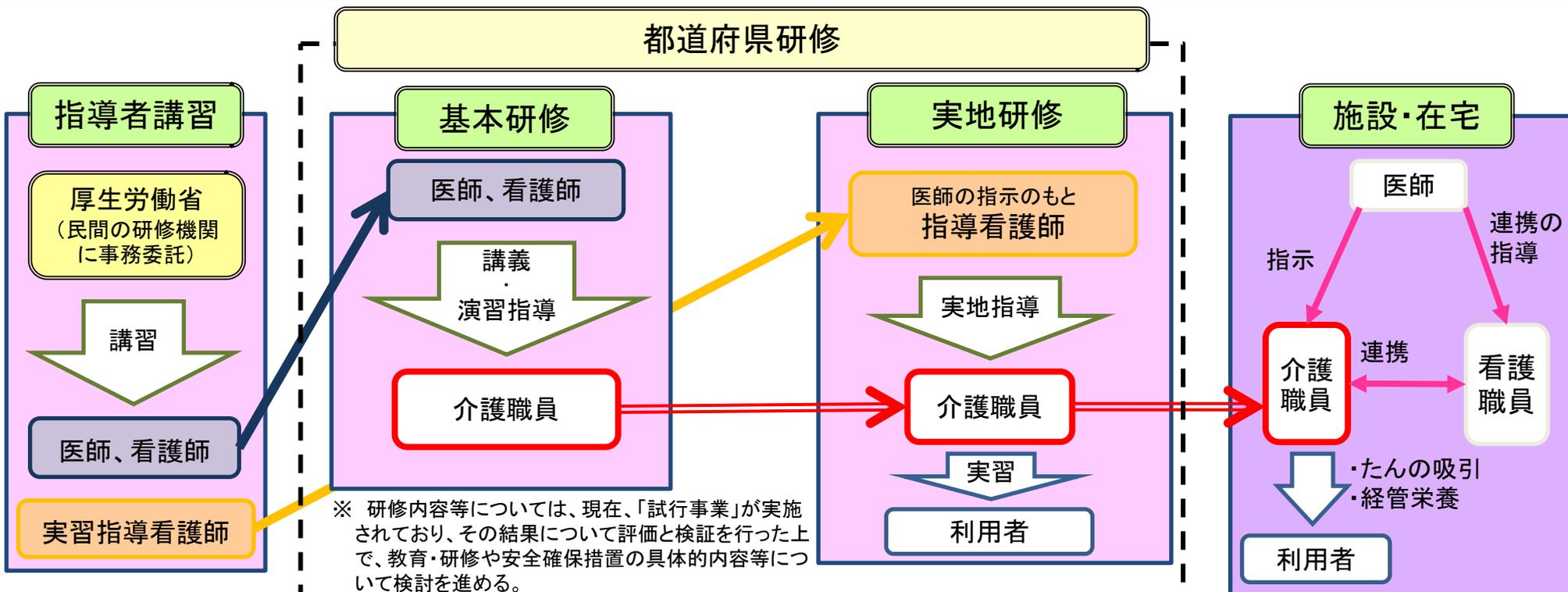
- 平成23年度予算（案） 940,329千円（老健局、障害保健福祉部の合計額）

## 【指導者講習】

- ・ 都道府県が行う、たんの吸引等に関する基本・実地研修において指導を行う医師・看護師等に対し、必要な講習を行う。
- ・ 予算案 23,829千円 ・ 実施主体 国

## 【都道府県研修】

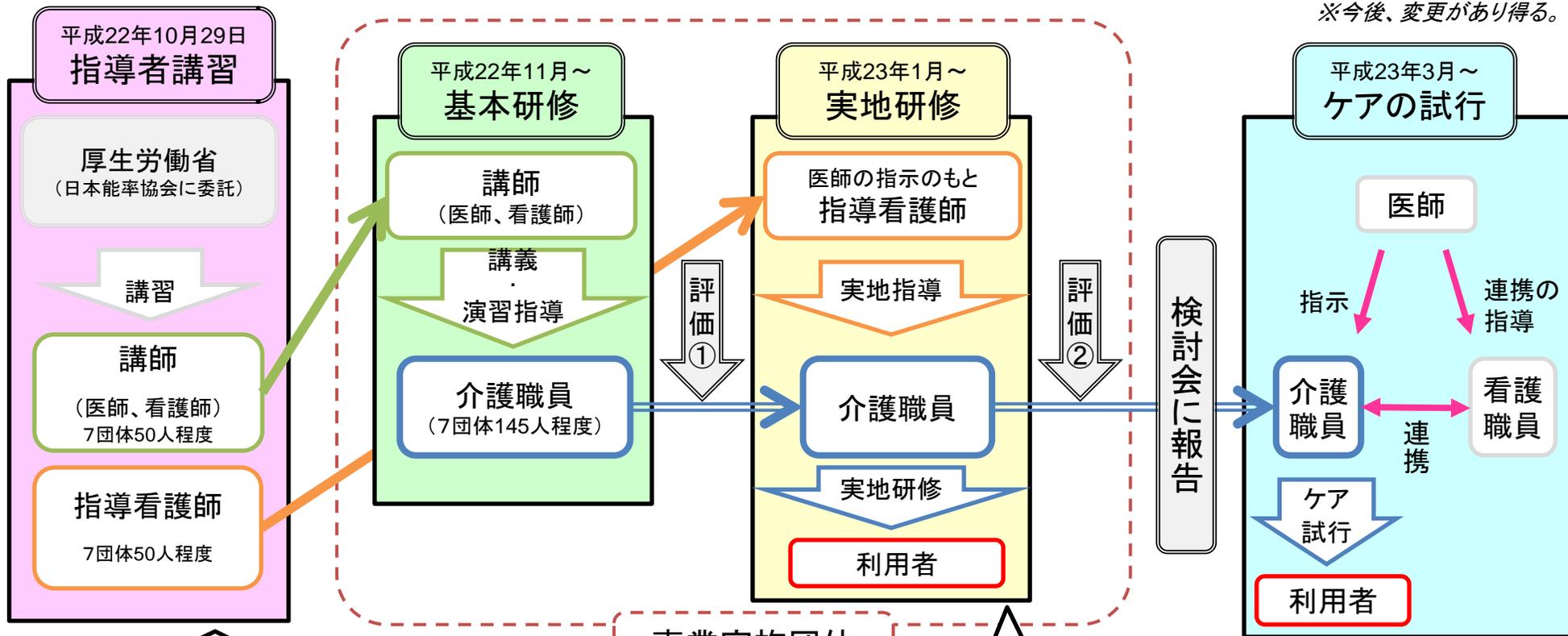
- ・ たんの吸引等を行う介護職員等を養成するため、都道府県において研修を行う。
- ・ 予算案 916,500千円（内訳） 老健局計上（施設関係） 611,000千円（1県あたり事業費26,000千円、養成者数100人）  
障害部計上（在宅関係） 305,500千円（1県あたり事業費13,000千円、養成者数50人）
- ・ 実施主体 都道府県（民間団体に委託可） ・ 補助率（補助割合） 国1/2、都道府県1/2



# 介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）の概要

※ 試行事業の実施にあたっては、基本的内容について検討会で御議論いただいた上で、具体的な研修の実施内容・方法等については、検討会から大島座長、内田委員、太田委員、川崎委員、川村委員、橋本委員にアドバイザーをお願いしている。

※今後、変更があり得る。

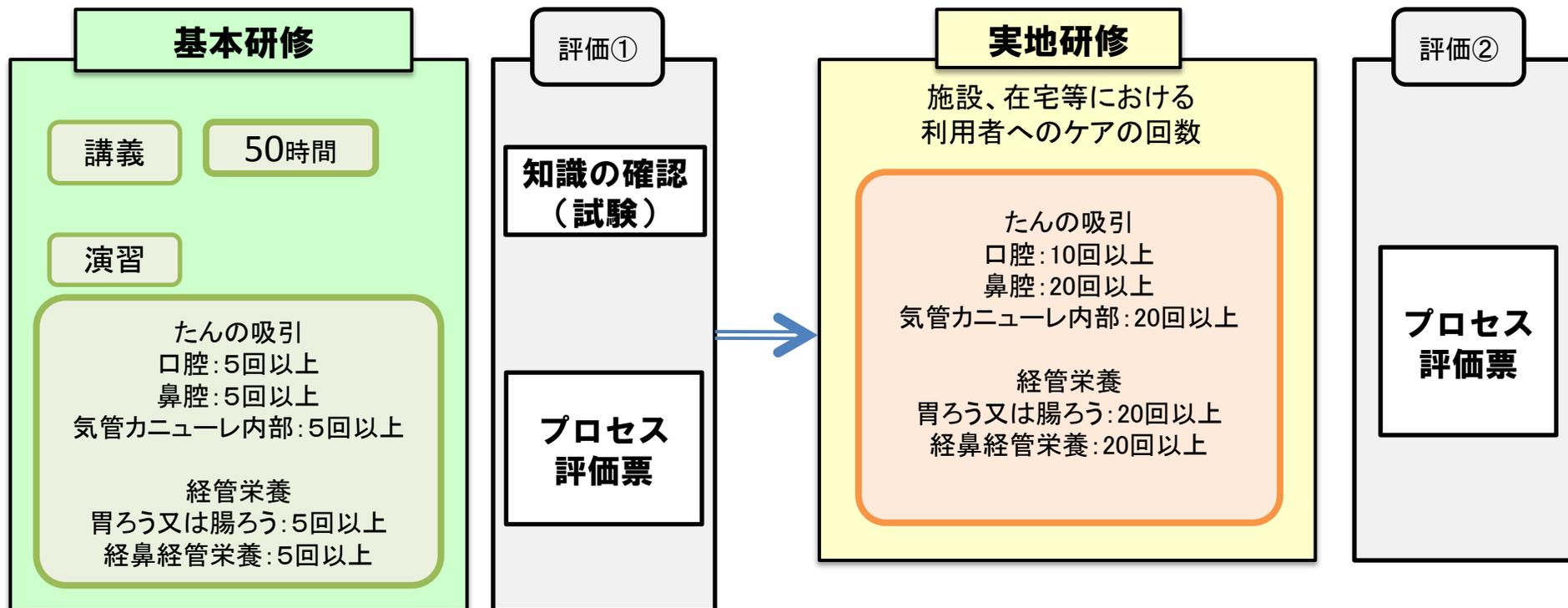


- 指導者(講師・指導看護師)は事業実施団体から推薦された者
- 指導者へ試行事業の目的・方法・内容等を説明

- 事業実施団体は以下の7団体。  
 全国社会福祉協議会  
 全国有料老人ホーム協会  
 全国老人福祉施設協議会  
 全国老人保健施設協会  
 日本介護福祉士会  
 日本認知症グループホーム協会  
 日本訪問看護振興財団

- 実地研修は各施設・在宅事業所等において、指導看護師が介護職員1～3人程度を指導。
- 要件を満たす場合(資料4-2)は、介護職員が勤務する自施設・在宅において実地研修を行うことも可能。

# 介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）の 研修カリキュラム



※救急蘇生法演習(1回以上)も必要。  
※シミュレーターが必要であるがやむを得ず模擬患者も可。

※実地研修を実施する施設・在宅等は基本要件(#)を満たす  
ことが必要。

## #実地研修を実施する際に必要とされる基本要件

- ①組織的対応を理解の上、介護職員等が実地研修を行うことについて書  
面による同意
- ②医師から指導看護師に対する書面による当該行為の指示
- ③指導看護師の具体的な指導
- ④患者(利用者)ごとの個別計画の作成
- ⑤マニュアルの整備
- ⑥関係者による連携体制の確保
- ⑦指示書や実施記録の作成・保管
- ⑧緊急時対応の手順、訓練の実施
- ⑨たんの吸引及び経管栄養の対象となる患者が適当数入所又は利用している
- ⑩介護職員を受け入れる場合には、介護職員数名につき指導看護師が1名以上配置
- ⑪介護職員を指導する指導看護師は臨床等での実務経験を3年以上有し、指導者講習を  
受講している

# 介護職員によるたんの吸引等の試行事業(特定の者)の事業イメージ

## 試行事業(特定の者対象)

### 指導者講習

試行事業  
実施事業者  
説明

看護師

・基本研修の講師となる看護師及び実地研修の際、指導を行う看護師(指導看護師)に対し、本事業について個別に説明。

・「不特定多数」と「特定の者」の違い(基本研修で教える範囲、評価基準等)を中心に説明。

11月上旬

### 基本研修

- ・重度訪問介護従業者養成研修と合わせ20.5時間(重度訪問介護従業者養成研修修了済みの者は9時間程度)
- ・「在宅における特定の者」に特化したテキストを使用し、研修時には基本的内容に絞って講義を実施。
- ・講義部分の評価については、「在宅における特定の者」に特化した試験を実施。
- ・演習については、一連の流れが問題なくできるようになるまで繰り返し行う。

講義

評価

演習

評価

11月13~14日

### 実地研修

(特定の利用者の居宅で実施)

#### 医師・指導看護師

医師・指導看護師と連携した熟練介護職員及び本人、家族が医療連携の下

指導

評価

#### 介護職員(20人)

実地研修

評価

特定の利用者

- ・試行事業においては、たん吸引及び経管栄養の知識・技術を集中的に学習する。(通常はコミュニケーションや他の介護技術を先に習得。)
- ・実地研修については、指導看護師(必要に応じ指導看護師と連携した熟練介護職員)が指導を行い、指導看護師による評価により、問題ないと判断されるまで実施。
- ・指導看護師の指導は、初回及び状態変化時以外については「定期的」に実施。
- ・評価については、「在宅における特定の者」に特化した評価票を使用。
- ・評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。

11月下旬~1月下旬(予定)

ケアの試行  
(特定の利用者の  
居宅で実施)

医師

指示

連携の  
指導

連携

介護職員

看護職員

ケア  
試行

特定の利用者

検討会に報告

※ 試行事業実施事業者は公募の結果、「NPO法人さくら会」に決定。

※ 外部有識者による評価。

# 障害者自立支援法に基づく新体系サービスが目指すもの

## 3障害一元化

身体、知的、精神障害者たてわりのサービス  
(精神障害者は支援費制度の対象外)

- **3障害の制度格差を解消**し、障害の種別を問わず利用可能
- **重複障害者**なども総合的かつ効率的なサービスを受けられる

## 昼夜分離

24時間同一施設で生活

日中活動と居住に係るサービスの分離により、複数のサービスと組み合わせが可能  
**「障害者の選択に基づく多様なライフスタイル」へ**

## 地域移行

施設中心の処遇により、障害者が地域で自立するためのサービスが不十分

地域生活支援や就労支援といった地域で生活していくために必要なサービスを創設

## サービス名称

「更生」、「授産」などの国民にわかりにくいサービス名称

「介護」、「訓練」、「就労支援」といった国民にわかりやすいサービス名称に変更

# 利用者本位のサービス体系へ再編

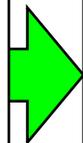
※ 旧体系から新体系への移行は平成24年3月まで。

## <再編前:旧体系>

- 重症心身障害児施設  
(年齢超過児)
- 進行性筋萎縮症療養等給付事業
- 身体障害者療護施設
- 更生施設(身体・知的)
- 授産施設(身体・知的・精神)
- 小規模通所授産施設(身体・知的・精神)
- 福祉工場(身体・知的・精神)
- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者地域生活支援センター  
(デイサービス部分)
- 障害者デイサービス

### 新体系 へ移行

- ① ② ③
- 3 障害一元化
- 昼夜分離
- 地域移行等の促進



## <再編後:新体系>

### 日中活動の場

以下から一又は複数の事業を選択

#### 【介護給付】

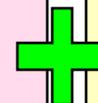
- ① 療養介護(医療型)  
※ 医療施設で実施
- ② 生活介護(福祉型)

#### 【訓練等給付】

- ③ 自立訓練(機能・生活訓練)
- ④ 就労移行支援
- ⑤ 就労継続支援

#### 【地域生活支援事業】

- ⑥ 地域活動支援センター



### 居住支援の場

#### 居住支援サービス

- ケアホーム
- グループホーム
- 福祉ホーム

又は

施設への入所